

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2022年 5 月25日
【会社名】	株式会社Ｙ Ｅ Ｄ Ｉ Ｇ Ｉ Ｔ Ａ Ｌ
【英訳名】	YE DIGITAL Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 玉 井 裕 治
【本店の所在の場所】	北九州市小倉北区米町二丁目 1 番21号
【電話番号】	093 - 522 - 1010
【事務連絡者氏名】	管理本部経理部長 本 松 隆 之
【最寄りの連絡場所】	北九州市小倉北区米町二丁目 1 番21号
【電話番号】	093 - 522 - 1010
【事務連絡者氏名】	管理本部経理部長 本 松 隆 之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2022年5月20日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年5月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

(1) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額90,634,225円

(2) 効力発生日

2022年5月23日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 1単元(100株)に満たない株式(単元未満株式)を所有されている株主様へ単元未満株式の買増制度を導入するため、その旨の規定を新設するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更を行うとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) 上記の変更に伴い、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

遠藤直人、玉井裕治、久野弘道、野口雄志、下池正一郎および三浦正道を取締役に選任するものがあります。

第4号議案 監査役1名選任の件

相良陽一を監査役に選任するものであります。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬額(金銭)の改定の件

月額報酬から年額報酬に改め、取締役の報酬額を年額200百万円以内(うち社外取締役は年額20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は除く。)、監査役の報酬額を年額50百万円以内と改めるものであります。

第6号議案 取締役(社外取締役を含む。)に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容の改定の件

株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額200百万円以内(うち社外取締役分は20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を除く。)へと改めること及び新株予約権の総数等、その内容を一部改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	107,280	752	0	(注) 1	可決 95.42
第2号議案 定款一部変更の件	107,388	644	0	(注) 2	可決 95.51
第3号議案 取締役6名選任の件					
遠藤 直人	106,650	1,382	0	(注) 3	可決 94.85
玉井 裕治	106,732	1,300	0		可決 94.93
久野 弘道	106,961	1,071	0		可決 95.13
野口 雄志	107,117	915	0		可決 95.27
下池 正一郎	106,994	1,038	0		可決 95.16
三浦 正道	106,855	1,177	0		可決 95.04
第4号議案 監査役1名選任の件				(注) 3	
相良 陽一	106,505	1,527	0		可決 94.73
第5号議案 取締役及び監査役の 報酬額(金銭)の改 定の件	105,735	2,297	0	(注) 1	可決 94.04
第6号議案 取締役(社外取締役 を含む。)に対する 株式報酬型ストック・ オプションとしての 新株予約権に関 する報酬等の額及び その内容の改定の件	106,382	1,650	0	(注) 1	可決 94.62

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。